「施設訪問相談事業」のご案内

福祉サービス苦情相談センターの苦情調整委員が相談を希望される契約事業所を訪問し、苦情解決責任者を始め現場の職員さんとの懇談・アドバイス等を行います。



- ◇現場における適切・円満な苦情解決のための相談
- ◇職員さんの苦情解決制度への理解促進
- ◇サービスの質の向上を図るための研修・会議の一環 としても是非ご利用ください。

1 実施方法

- (1)対象 福祉サービス苦情相談事業の契約事業所
- (2) 条件 相談内容が他に漏れないような場所(会議室等)の提供ができること
- (3)時間 2時間程度
- (4) 内容 福祉サービスの利用に関する苦情についての相談
 - ※その他サービスの質の向上の観点からの、利用者処遇に関する相談であれば 可能な限り助言等させていただきます。
 - ※ご希望があれば、委員による利用者からの苦情相談も、併せて実施いたします。

2 実施回数

1事業所あたり、利用できる回数は年1回までとします。

3 申込方法

随時、申込を受け付けておりますので、

裏面「施設訪問相談事業申込書」にご記入の上、

下記までご送付ください。(FAX可)

訪問日は2~3週間前までに決定しお知らせいたします。

【お申込み・お問合せ先】

社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会

福祉サービス苦情相談センター

T462-8558

名古屋市北区清水 4-17-1 市総合社会福祉会館 5 階 電話(052) 910-7976 FAX(052) 910-7977

(担当:柴田•酒井)



「施設訪問相談事業」申込書

フリガナ

法人名

フリガナ

事業所名

住 所

電 話

担当者

いずれかに

1. 平成

5. 平成

レ点をご記 入ください

希望

相談

時期

〒

平成 年 月 日 ※一法人で複数希望の場合は、事業所名(事業名)すべてを記入ください) () FAX □苦情解決責任者 職種名/氏名 □苦情受付担当者 職種名/氏名 □その他 職種名/氏名 1. 月曜日 1. 午前(:~~:) 年 月 2. 火曜日 9 時~12 時で 2 時間以内 2. 平成 年 月 3. 水曜日 3. 平成 年 月 希望 希望 4. 木曜日 2. 午後(:~~:) 4. 平成 年 月 曜日 時間 5. 金曜日 1時~4時で2時間以内 年 月 6. 上記いずれ 6. 上記いずれでも可 でも可 3. 上記いずれでも可 【主な相談内容、ご意見、ご質問、ご要望等】 ※別紙でも可

【利用者相談を希望する場合は、右記を○で囲んでください。】 → 希望します